

# 労働者派遣事業に関する情報公開

(労働者派遣法第23条第5項)

事業所名	株式会社ラフトワークス 労働者派遣事業許可番号：派13-314967
事業所所在地	〒105-0004 東京都港区新橋4丁目22番4号 VORT 新橋Ⅲ 7階

【労働者派遣実績】 対象期間：2024年2月1日～2025年1月31日

① 派遣労働者数	0人 ※実績なし
② 派遣先事業所数(実数)	0件 ※実績なし
③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額(1日8時間あたり、全業務平均)	0円 ※実績なし
④ 派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたり、全業務平均)	0円 ※実績なし
⑤ マージン率の平均(小数点以下一位未満の端数四捨五入) ※ (③-④)÷③	0% ※実績なし

※マージン率には、下記事項が含まれています。

- ・事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料及び、健康診断費用
- ・有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当する費用
- ・教育訓練に要する経費
- ・営業担当者や事務担当者などの人件費
- ・オフィス賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費

## ⑥キャリア形成支援制度に関する事項

- (1) キャリアコンサルティング相談窓口 担当：派遣元責任者  
(2) 教育訓練の内容

訓練名	実施時期	実施形態	賃金支給	費用負担
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	有給	無償
業務担当訓練①(開発)	雇入時	OFF-JT	有給	無償
業務担当訓練②(開発)	2年目	OFF-JT	有給	無償
業務担当訓練③(開発)	3年目	OFF-JT	有給	無償
業務担当訓練④(制作)	雇入時	OFF-JT	有給	無償
業務担当訓練⑤(制作)	2年目	OFF-JT	有給	無償
業務担当訓練⑥(制作)	3年目	OFF-JT	有給	無償
業務担当訓練⑦(共通)	4年目以降	OFF-JT	有給	無償
マネージャ訓練(共通)	5年目以降	OFF-JT	有給	無償

## ⑦派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別(労働者派遣法第30条の4第1項)

労使協定の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 協定の有効期間の終期：2026年3月31日	派遣先で以下の業務に従事する従業員 ・システム設計技術者 ・ソフトウェア開発技術者 ・ウェブディレクター ・ウェブデザイナー

以上